

犯罪被害者等基本法計画骨子案(3)について

(社)被害者支援都民センター
大久保 恵美子

14条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

【今後講じていく施策】

2ページの(1)PTSD 対策に係る専門家の養成研修会の継続的实施等、及び
(2)PTSD の治療等のための高度な専門家の養成、体制整備及び施設の増強に
資する施策の検討及び実施

において、PTSD のみに言及する表現となっているが、精神衝撃を受けた結果出る
症状は PTSD のみとは限らないため、「PTSD 等」と表現をしていただきたい。

(2)PTSD 治療等のための高度な専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資
する施策の検討及び実施

の本文3行目「…専門家及び施設が」の後に「**全国的に**」を入れていただきたい。

(10)少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に
資する施策の検討及び実施

「…面があることを踏まえ」の後に「**全国的に**」を入れていただきたい。

2 安全の確保の充実等基本法(基本法15条関係)

【現状認識】

表現では「**暴力団員関係、児童虐待、ストーカー、配偶者による暴力の反復…**」と
なっているが、犯罪被害者や遺族の多くは、関係者が考える以上再被害に対する恐
怖感が強いため、記載された罪種に限定されるような表現ではなく、性被害者や殺人
事件遺族、強盗事件等の被害者も入るような表現にしていきたい。

【今後講じていく施策】

(2)犯罪被害者等に関する情報の保護

被害者の氏名、住所、職業がポイントとなって、これを弁護人に知らせないと弁
護人の防御権を侵害するおそれがある時は、公判の事前準備の際に、裁判官の
命令で、被害者の氏名、住所、職業などを弁護人に知らせるようにすればよいと考
える。